

(趣旨)

第1条 この規則は、出雲かんべの里設置及び管理に関する条例(平成17年松江市条例第165号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工芸作家の選定)

第2条 条例第9条第1号の工芸作家の選定については、あらかじめ松江市教育委員会(以下「教育委員会」という。)と協議のうえ指定管理者が別に定める。

(利用料金の減免)

第3条 条例第13条第5項の規定による利用料金の減額又は免除は、別表第1のとおりとする。

(利用料金の還付)

第4条 条例第14条ただし書の規定による利用料金の還付は、別表第2のとおりとする。

(入館料の免除)

第5条 条例第20条第3項の規定による入館料の免除は、次に掲げる者を対象として行うものとする。

- (1) 松江市内の小学校、中学校及び義務教育学校であって教育上の必要で教職員等が引率して入場する場合の児童、生徒及びその教職員等
- (2) 松江市内の保育園及び幼稚園であって保育上の必要で園児を引率して入場する場合の教職員等
- (3) 松江市内に住所を有する65歳以上の者であって、住所及び生年月日を証する書類を提示して入場するもの
- (4) 松江市の職員で公務のため入場する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、指定管理者が特に必要と認める者

(入館料の不還付)

第6条 既に納付した入館料は、還付しない。

(入館の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、工芸館又は民話館の入館を拒否し、又は退去をさせることができる。

- (1) 感染症の疾病にかかっている者
- (2) めいていして他人に迷惑をかけるおそれのある者
- (3) 他人に危害若しくは迷惑をかける行為又は動物(身体障害者補助犬を除く。)を携行する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、管理上支障があると認められる者

(入館者の遵守事項)

第8条 工芸館又は民話館の入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 定められた場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 館内外を不潔にしないこと。
- (4) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙、くぎ打等をしないこと。
- (5) 定められた場所以外には出入りしないこと。
- (6) 指定管理者又は利用者の指示に従うこと。

(破損等の届出)

第9条 かんべの里を利用する者は、施設を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、直ちに出雲かんべの里破損等届(様式第1号)を提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の破損等届の提出があったときは、その賠償額を査定し、出雲かんべの里賠償決定通知書兼請求書(様式第2号)により通知するものとする。

(教育委員会による管理に関する読替え)

第10条 条例第23条第1項の規定により教育委員会がかんべの里の管理を行う場合にあっては、第2条中「松江市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」と協議のうえ指定管理者」とあるのは「松江市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」と、第3条(見出しを含む。)、第4条(見出しを含む。)、別表第1及び別表第2中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第5条第5号、第7条及び第8条第6号中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(雑則)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成17年7月12日松江市教育委員会規則第75号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月19日松江市教育委員会規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年12月19日松江市教育委員会規則第13号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月25日松江市教育委員会規則第13号)
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日松江市教育委員会規則第9号)
(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正前の第5条の規定は、令和4年9月30日までの間、なおその効力を有する。
別表第1(第3条関係)

利用料金の減免率表

要件	減免率
松江市が主催する行事	利用料金の100パーセント(冷暖房料含む。)
各種団体が行う行事等で市又は教育委員会が共催により利用するとき。	
松江市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校が園児、児童及び生徒のための学習等に利用するとき。	

別表第2(第4条関係)

利用料金の還付率表

要件	還付率
条例第14条第1号 に該当するとき。	100パーセント
利用者が利用日前5日までに利用の中止を申し出たとき。	50パーセント

様式第1号(第9条関係)

太線の枠内のみボールペンで記入してください。	次のとおり決定してよろしいか		課長	係長	担当	受託者
	起案年月日					
	決裁年月日					
			破損番号		第号	
			受付日		年月日	
	出雲かんべの里破損等届					
	年月日					
	松江市教育委員会様					
	届出者住所〒					
	団体名					
氏名						
電話()ー						
下記のとおり破損・汚損・滅失しましたので届出します。ついては、出雲かんべの里設置及び管理に関する条例第22条の規定に基づき、賠償しますので、査定願います。						
記						
破損・汚損・滅失日時		年月日(曜)時分				
破損・汚損・滅失箇所						
破損・汚損・滅失品名・物件			数量			
内容・程度						
原因・経過						
賠償額査定						
賠償決定額						
備考						

様式第2号(第9条関係)

		破 損 番 号	第	号
		受 付 日	年	月 日
		発 行 日	年	月 日
出雲かんべの里賠償決定通知書兼請求書				
住 所 〒				
団体名				
氏 名 様				
年 月 日に届出のあった出雲かんべの里の施設備品等の破損について下記のとおり賠償額が決定しましたので請求します。				
松江市教育委員会 教育長 氏 名 印				
記				
破損・汚損・滅失日時		年 月 日 (曜) 時 分		
破損・汚損・滅失箇所				
破損・汚損・滅失品名・物件		数 量		
内 容 ・ 程 度				
原 因 ・ 経 過				
賠 償 額 査 定				
賠 償 決 定 額				
備 考				
上記の金額を 年 月 日までに 出雲かんべの里まで直接お支払いください。				